

平成 23 年 6 月 16 日

仙台河川国道事務所

平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震
に伴う水防警報海岸の基準の運用について

仙台河川国道事務所が海岸保全事業を実施している仙台湾南部海岸では、地震及び津波により堤防等施設に甚大な被害が発生しました。

このため、仙台河川国道事務所が発表している水防警報の発表基準について現地状況を考慮した基準（別紙）を新たに設定し、6 月 17 日から運用いたします。

なお、今後は大潮や台風等の海水面が上昇しやすい状況においては特に気象情報や防災情報に注意願います。

今後も、緊急復旧工事の進捗段階に併せて水防警報発表基準の変更をしていく予定です。

1. 対象の海岸、観測所：岩沼市 蒲崎海岸 亘理沖波浪観測所
山元町 山元海岸 仙台新港検潮所

2. 適用期間：平成 23 年 6 月 17 日から

発表記者会：電力記者会、県政記者会、東北専門記者会

問い合わせ先

国土交通省 仙台河川国道事務所
(TEL : 022-248-4131)
副所長（河川）本多吉美（内線 204）
調査第一課長 齊藤正道（内線 351）

水防警報海岸基準（6月17日～運用）について、次のとおりとする。

○ 発令基準：岩沼市蒲崎海岸

種類	発令基準
待機・準備	気象情報から亙理沖波浪観測所の観測波高が3.0mを越えると予想される5時間前。
出動	気象情報から亙理沖波浪観測所の観測波高が3.0mを越えると予想される3時間前。
解除	亙理沖波浪観測所の観測波高が3.0mを下回り、 かつ 気象情報で波高の再上昇が予想されないとき。 かつ 避難活動を必要とする状況が解消したと認められるとき。

○ 発令基準：山元町山元海岸

種類	発令基準
待機・準備	気象情報から仙台新港検潮所の観測潮位がT.P. +1.1mを越えると予想される5時間前。
出動	気象情報から仙台新港検潮所の観測潮位がT.P. +1.1mを越えると予想される3時間前。
解除	仙台新港検潮所の観測潮位がT.P. +1.1mを下回り、 かつ 気象情報で潮位の再上昇が予想されないとき。 かつ 避難活動を必要とする状況が解消したと認められるとき。

【種類の解説】

待機・準備：浸水が概ね5時間以内に発生する危険があり、状況に応じて直ちに避難活動ができるように警戒体制をとる必要がある旨を警告するもの。

出動：避難活動の必要がある旨を警告するもの。

<活動内容>

- ・ 避難誘導 等

解除：浸水の発生及びおそれなくなり、災害に対する避難活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。

震災前の発令基準

発令基準：岩沼市蒲崎海岸

種類	発令基準	
	高潮注意報が発令された場合	高潮注意報が発令されていない場合
待機・準備	巨理沖観測有義波が2.4m以上 (最大波でも越波が発生しない波高) 気象情報から波浪の発達が予測される時。	巨理沖観測有義波が3.0m以上 (最大波でも越波が発生しない波高) 気象情報から波浪の発達が予測される時。
出動	気象情報から波浪の発達が予測され、巨理沖観測有義波が3.7mを越えると予測された時。 CCTVで越波の発生が確認された時。 (最大波が越波する程度)	気象情報から波浪の発達が予測され、巨理沖観測有義波が4.6mを越えると予測された時。 CCTVで越波の発生が確認された時。 (最大波が越波する程度)
距離確保準備	巨理沖観測有義波が3.2m以上 気象情報から波浪の発達が予測される時。 CCTVで越波の発生が確認された時。	巨理沖観測有義波が4.1m以上 気象情報から波浪の発達が予測される時。 CCTVで越波の発生が確認された時。
距離確保	巨理沖観測有義波が3.7mを越える時 (有義波で越波が発生し、浸水被害が発生するおそれ大きい波高) または、気象情報から高波浪の予測やCCTVで激しい越波が確認され、危険と判断された時。	巨理沖観測有義波が4.6mを越える時 (有義波で越波が発生し、浸水被害が発生するおそれ大きい波高) または、気象情報から高波浪の予測やCCTVで激しい越波が確認され、危険と判断された時。
距離確保解除	巨理沖観測有義波が3.7mを下回り、気象情報、CCTVによる波浪状況から再上昇するおそれがないと判断される時。	巨理沖観測有義波が4.6mを下回り、気象情報、CCTVによる波浪状況から再上昇するおそれがないと判断される時。
解除	巨理沖観測有義波が2.4mを下回り、気象情報、CCTVによる波浪状況から再上昇するおそれがないと判断され、かつ、水防作業を必要とする状況が解消したと認められる時。	巨理沖観測有義波が3.0mを下回り、気象情報、CCTVによる波浪状況から再上昇するおそれがないと判断され、かつ、水防作業を必要とする状況が解消したと認められる時。

※平成21年9月10日付け水防法第16条第1項の規定に基づき、国土交通大臣が水防警報を行う海岸に指定されています。

震災前の発令基準

《参考》

発令基準：山元町山元海岸

種類	発令基準
待機・準備	高潮注意報が発令され、亶理沖観測有義波高が2.4mを超えた場合 気象情報から大きな偏差の発生、波浪の発達が予測されるとき。
出勤	高潮警報が発令され、亶理沖観測有義波高が2.4mを超えた場合 CCTVで越波の発生が確認されたとき。(まれに越波する程度)
距離確保準備	仙台新港観測潮位がT.P.+1.0m以上かつ亶理沖観測有義波高2.4m以上となった場合。 気象情報から潮位の上昇が予測されるとき。 CCTVで越波の発生が確認されたとき。
距離確保	仙台新港観測潮位がT.P.+1.2m以上かつ亶理沖観測有義波高2.4m以上となった場合。 (越波が発生し、浸水被害が発生するおそれ大きい潮位) または、気象情報から高波浪の予測やCCTVで激しい越波が確認され、危険と判断されたとき。
距離確保解除	仙台新港観測潮位がT.P.+1.2mを下回り、気象情報、CCTVによる波浪状況から再上昇するおそれがないと判断されるとき。
解除	仙台新港観測潮位がT.P.+1.0mを下回り、気象情報、CCTVによる波浪状況から再上昇するおそれがないと判断され、かつ、水防作業を必要とする状況が解消したと認められるとき。

※平成21年9月10日付け水防法第16条第1項の規定に基づき、国土交通大臣が水防警報を行う海岸に指定されています。